

自分らしい生活を続けるために

総合事業のお知らせ

東村山市では、平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）をはじめます。総合事業は、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する柱の 1 つであり、また、高齢になっても安心して生活ができるように、多様な生活ニーズへの対応、生きがいづくりや健康づくりを支援する「地域づくり」を支援するものです。



総合事業

一般介護予防事業

65 歳以上のすべての高齢者が対象

介護予防教室への参加やふれあいサロンを利用することなどができます。各種事業に参加する人を増やすとともに、仲間づくり・居場所づくりの場が増えていくような地域づくりを進めます。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援 1・2 の認定を受けた方および

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が対象

既存の事業者だけでなく、住民によるボランティアやNPO、民間企業などによる、利用者のニーズにこたえた多様なサービスを利用できます。

東村山市

高齢介護課

☎042-393-5111 (代)

一般介護予防事業

地域の方々が一緒に参加できる場（仲間づくり、居場所づくり）の創出

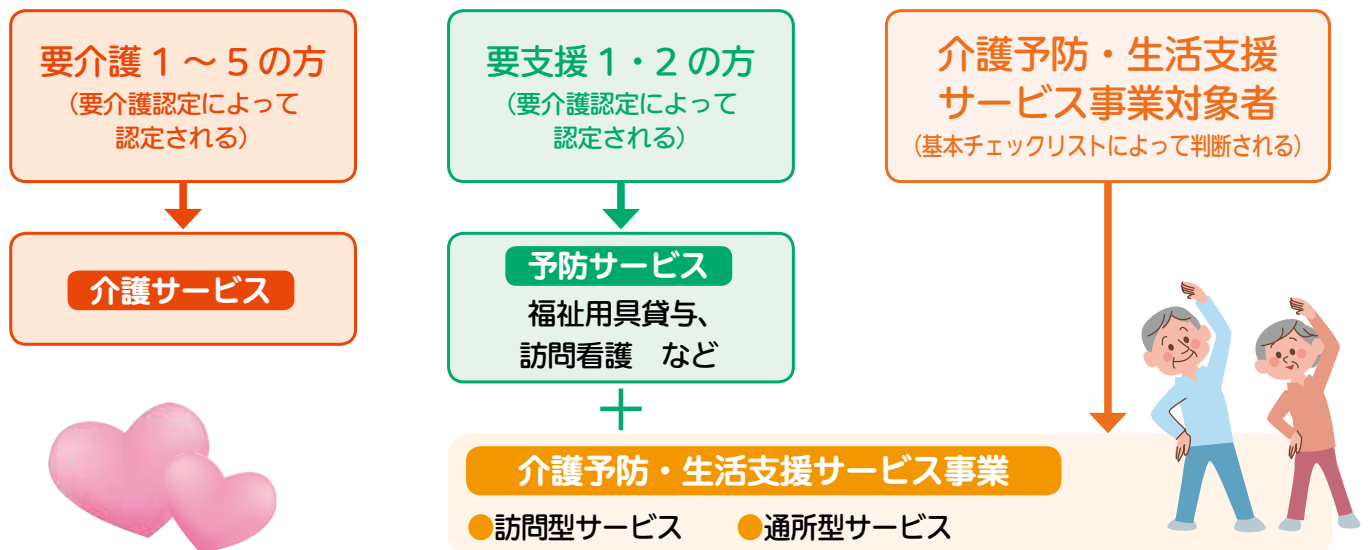
介護予防教室への参加やふれあいサロンの利用など、現役時代の能力を活かした活動や興味関心がある活動など、高齢者の皆さんが地域や社会で役割を持ち、自分らしくいきいきとした生活が送れることを目指します。



介護予防・生活支援サービス事業

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が総合事業に移行

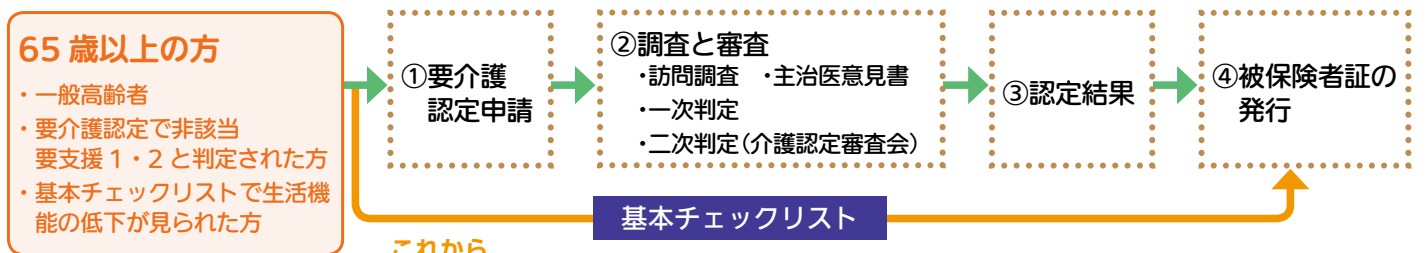
これまで要支援と認定された方のサービスであった「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、総合事業の開始により、「介護予防・生活支援サービス」となります。東村山市では、現在のサービス内容と同様のサービスに加え、より使いやすい内容、利用料でのサービスを順次実施していきます。



サービス利用のための手続きを一部簡略化

基本チェックリスト（生活状況等についての簡易な全国一律の質問）に回答することで、要介護認定を受けることなく、介護予防・生活支援サービスの利用ができるようになりました。

■手続きの流れ



サービスの利用には、ケアプランの作成が必要となります。
地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーにご相談ください。
※相談内容によっては、要介護認定をお勧めする場合があります。